

9 防災情報提供プラットフォームについて

1 概要

防災情報提供プラットフォームは、大規模地震や、近年増加する局地的大雨なども含めた風水害等の災害発生時において被害の軽減（減災）を図るため、自助に直結する防災情報を県民に提供しています。

平成15年9月1日から防災情報総合サイト「防災みえ.jp」ホームページを開設するとともに、電子メールによる情報提供を開始し、同年12月7日からは携帯電話版ホームページの運用を開始しています。

防災情報提供プラットフォームは、県民の安全・安心の確保を目指し、県民の生命と財産を守るために、防災に関する国、県などからの各種情報提供や市町から一元的に集約した被害情報の提供を、「防災みえ.jp」ホームページ、「防災みえ.jp」メール配信サービスにより行っています。

【主な情報提供内容】

防災みえ.jp トップページ			
緊急時のページ 被害情報を中心とした災害対応状況を掲載			
緊急時お役立ち情報	くらしの防災	地域の防災	みえの防災
<p>災害情報</p> <p>被害情報、被害集計 避難情報、休校情報</p> <p>気象情報</p> <p>短期・週間予報 アメダス、天気図 注意報・警報 台風情報 降雨実況・予想 雨量・水位 土砂災害警戒情報</p> <p>地震・津波情報</p> <p>気象庁発表情報を即時掲載</p> <p>交通・道路情報</p> <p>鉄道・船舶運行情報 国道・県道の状況</p> <p>ライフライン情報</p> <p>電気・ガス・上下水道・電話の障害情報</p> <p>災害拠点情報</p> <p>災害拠点病院一覧 緊急災害拠点一覧</p>	<p>普段のくらしの中で知りたい情報を提供</p> <ul style="list-style-type: none">▶ きつずページ▶ 防災ガイドブック▶ 避難所・防災マップ▶ 広域避難所一覧▶ 日頃の心構え▶ 119番のかけ方▶ 消火器の使い方▶ 地震に備えて▶ 東海地震の情報▶ 津波に備えて▶ 土砂災害に備えて▶ 洪水災害に備えて▶ 防災啓発番組	<p>地域のポータルサイト</p> <p>市町ごとに、防災みえ.jp内の情報を抽出し、一元的に表示できるページを用意</p> <p>医療・救護</p> <p>医療ネットみえ、建国祭交流財団へのリンク</p> <p>防災ボランティア</p> <p>防災ボランティアコーディネーターの紹介</p> <p>消防本部</p> <p>県内15消防本部の紹介及びリンク集</p> <p>消防団</p> <p>消防団、緊急消防援助隊、各種消防大会の情報</p>	<p>各種防災関連報告書</p> <p>地域防災計画 アクションログラム 津波の浸水予測図 三重県内活断層図 各種マニュアル 調査結果等</p> <p>みえの防災行政</p> <p>三重県防災対策推進条例等</p> <p>危機管理・国民保護</p> <p>防災コラム</p>

2 防災情報提供プラットフォームの更新について

平成 21 年度から 2 カ年をかけて防災情報提供プラットフォームの更新を実施し、次のとおり改善を行い、運用を開始しました。

①気象庁の注意報・警報発表区域の変更等への対応

国（気象庁）では、平成22年5月27日から気象注意報・警報を市町村単位で発表することを開始しました。

このため、「防災みえ.jp」ホームページ、携帯電話版ホームページ、メール配信サービスの対応を行いました。

②操作し易い画面への対応

文字や図を大きくし、配色を考慮するなど見やすく操作しやすい画面表示に変更し、音声読み上げソフトの対応を行い、高齢者・障がい者等の利便性が向上するよう改善しました。

日本語版、英語版、ポルトガル語、中国語、韓国語、スペイン語版ホームページに対応して、県内外外国人の 9.0 %以上をカバーできるよう改善しました。

③ホームページの信頼性向上

配信方法の抜本的な見直しを行い、災害時の大量アクセス時の安定配信を実施しました。

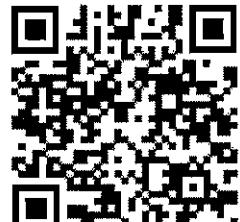
④メール配信サービスの高速化

利用者増加に伴うメール配信の遅延に対処するため、高速化技術とノウハウを有する専門事業者へ外部委託することにより、メールの安定配信および高速化を行いました。

今後とも、日頃から防災情報に接していくことにより意識啓発をはかるとともに、災害時において迅速な対応が行えるよう、よりわかりやすい防災情報を提供するよう努めてまいります。

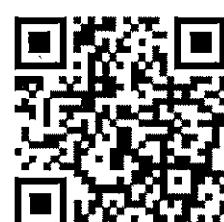
防災みえ.jp ホームページアドレス

<http://www.bosaimie.jp/>



防災みえ.jp メール配信サービス

<http://mobile.bosaimie.jp/mie/guide/>



10 三重県業務継続計画について

東海地震、東南海・南海地震のような大規模地震発生時には、県自身も被災することが十分想定されますが、そのような状況下においても、県では災害応急対策業務や中断が許されない通常業務を発災直後から適切に行う必要があります。このことから、人やライフライン等の必要資源に制約がある状況下において、「非常時優先業務」を特定し業務継続に必要な資源の確保・配分等の措置を講じることにより、適切な業務執行を実施することを目的として、「三重県業務継続計画」の策定に向けて平成22年度から23年度までの2か年事業として取り組んでいます。

1 これまでの取組状況

業務継続計画の基本方針（目標）について明確化するとともに、業務継続のための基本的な対応方針等、計画を策定していく上で必要となる項目に関して検討を行い、基本的な考え方を明らかにしました。さらに、それらの考え方を基本として、現在、業務継続のために必要となる庁内資源の現状での確保状況、及び非常時優先業務の選定に関する検討を行っています。

（1）計画の基本方針（目標）

- ① 県民の生命、身体、生活及び財産を守るとともに、そのための災害応急対策業務に万全を尽くします。
- ② 県民生活等への影響を最小限にとどめるため、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努めます。
- ③ 以上の業務を継続するための必要資源の確保に努めます。

（2）業務継続のための基本的な対応方針

- ① 県民の生命、身体及び財産を守るため、災害対応を中心とした非常時優先業務を優先して実施し、災害応急対策業務は最優先とします。特に、発災後72時間（目途）は、この方針を徹底します。
- ② 非常時優先業務に必要な資源の確保・配分については、全庁横断的に調整します。
- ③ 通常業務は、積極的に休止・抑制し、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開します。

（3）計画の前提となる危機事象

【想定地震】

東海・東南海・南海地震連動発生の場合とします。

【発災時間】

冬の早朝5時に発災した場合とします。

(4) 業務継続検討の対象とする組織の範囲

知事部局、企業庁、病院事業庁、教育委員会のそれぞれ本庁及び地域機関、各行政委員会とします。

(5) 「非常時優先業務」の定義及び選定に関する基本的な考え方

「非常時優先業務」は、発災直後から遅くとも2週間（業務開始実施環境が概ね整うものと考えられる時間までの期間）以内に着手しなければならず、かつ、1か月以内に「目標レベル（目標とする状況）」に到達していなければならない業務とします。

「目標レベル（目標とする状況）」

発災時において確保されるべき、許容限界以上の行政サービス水準をいう。

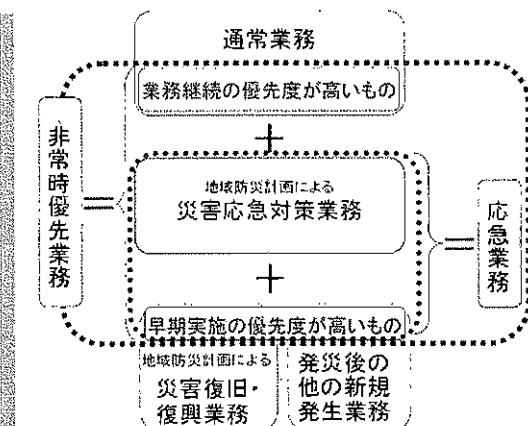
（目標レベル例）

【非常時優先業務名】

災害対策本部の設置運営

【目標レベル】

災害対策本部を速やかに設置するとともに、災害対策本部員会議を地震による発災後●●時間以内に開催し、県の災害対策方針の決定を行う。



非常時優先業務のイメージ

- ① 非常時優先業務ごとに、業務開始目標時間を設定します。
- ② 非常時優先業務のうち、災害応急対策や災害復旧・復興業務に係る内容については、「三重県災害対策活動実施要領」等に掲げる各部所掌事務を基本として、地震発生時に生じると想定される具体的業務を非常時優先業務として選定します。
- ③ 非常時優先業務のうち、通常業務に係る内容については、特に継続実施が不可欠な業務を非常時優先業務として選定します。
- ④ 本計画検討の前提としている発災時間以外（時間内）に地震が発生した場合や、大規模水害時における適用も視野に入れて、非常時優先業務を選定します。

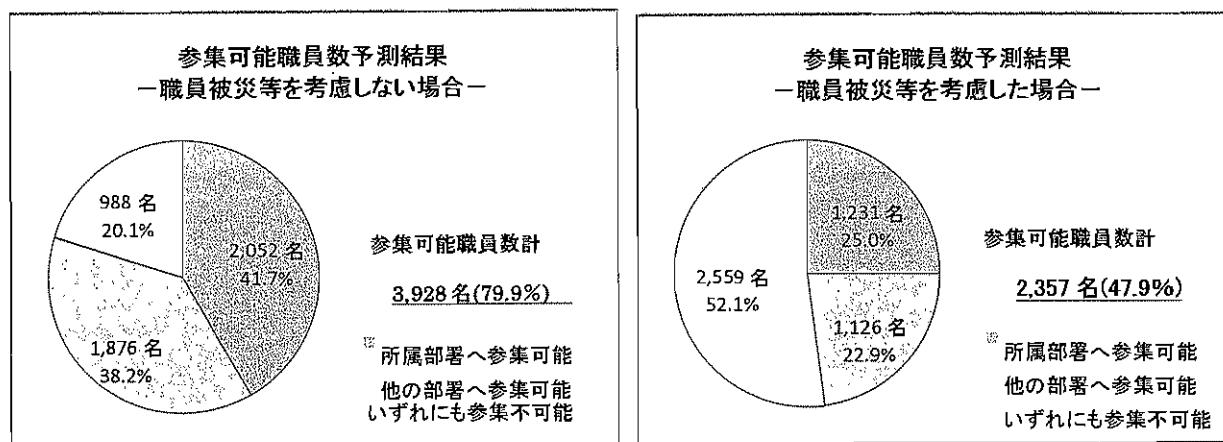
(6) 庁内における必要資源確保に関する検討

大規模地震発生時に業務を継続するためには、必要な資源が確保されている必要があることから、参集可能職員数の予測を行うなど、以下の項目について検討を行っています。

- 発災時に参集可能な職員数の把握
大規模地震発生時（非常体制時）の職員参集場所、参集所要時間等
- 業務継続のための資源、環境（庁舎、電力、情報通信、エレベーター、空調、什器、職員用食料・生活用品・トイレ等）の現状把握及び確保方策

大規模地震発災時における参集可能な職員数については、昨年度に業務継続検討の対象とした組織に所属する本庁及び地域機関の職員 4,916 名（本庁：2,123 名、地域機関：2,793 名）を対象として予測調査を行い、その結果、「職員被災等を考慮しない場合」の予測結果は左下図のとおりでした。

しかし、阪神・淡路大震災の事例等からも発災後少なくとも 3 日目までは被災等による参集不能が想定されることから、参集不能割合を内閣府（防災担当）資料（地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説第 1 版）を参考に、「職員または家族等の被災」により 1 割、「近隣の救出・救助活動への従事」や「参集途上での救命活動への従事」により 3 割の職員が参集不能と仮定し、「職員被災等を考慮した場合」の参集可能職員数の結果を右下図のとおり算出しました。



2 東日本大震災発生において考慮すべき点

東日本大震災では、行政職員が多数行方不明になったことによる行政機能の停止や庁舎の非常用発電機の停止による行政機能の麻痺など、人やライフライン等の必要資源の確保についての課題が顕在化しています。

3 今後の予定

現在、「非常時優先業務」の選定について、庁内において検討を進めているところですが、今後は、東日本大震災における状況を参考にして、確保すべき必要資源を再検討し、市町や有識者等からの意見聴取を行い、平成 24 年 3 月までに「三重県業務継続計画」の策定、公表を進めていきます。

1.1 三重県復旧・復興マニュアル（仮称）について

東海地震、東南海・南海地震のような大規模災害発生時には、県民の安定した生活を早い時期に取り戻すことが必要となり、災害発生後の救援・救助等の応急対策に引き続き早期の復旧・復興対策が求められます。

こうしたことから、被災者の生活、まち、地域経済の再生・発展のため長期間にわたって継続的に実施することが必要な復旧・復興対策について、迅速かつ的確な対応が取れるよう、「三重県復旧・復興マニュアル（仮称）」（以下、「マニュアル」という。）を平成22～23年度に策定することとしています。

1 これまでの取組

（1）復旧・復興期の定義

復旧・復興期は、「被災者が、一応の生命・資産等の安全が図られた『応急対策期』以降の、元の生活と同程度の生活を取り戻す『復旧対策期』、そして、新たな価値に基づき将来ビジョンの実現を目指した地域社会を創造する『復興対策期』までの期間」と定義します。

（2）復旧・復興マニュアルの意義

大規模災害発生時の復旧・復興期においては、

- ① 膨大な行政需要（問題解決）が求められる。
- ② 新しい社会づくりが求められる。
- ③ 膨大な合意形成が求められる。

⇒このような需要に対して、復旧・復興対策を円滑に実施するために、事前に対策の内容、手順、体制等を検討し、マニュアルとしてまとめておくことが必要となります。

（3）前提とする被害

【災害の種類】

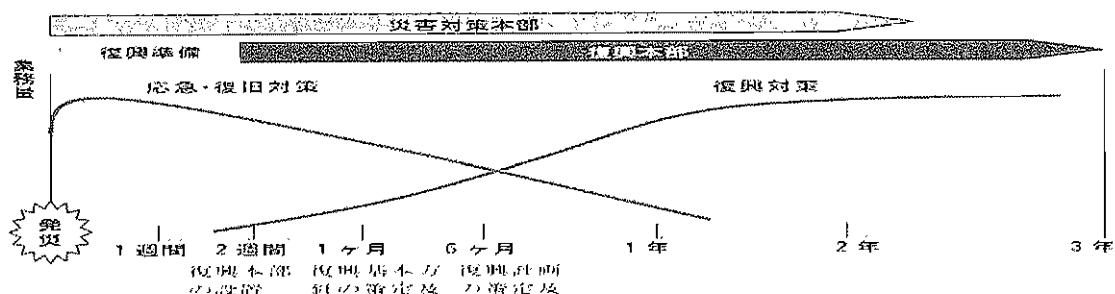
前提とする災害規模は、災害による地域的な被害が大きく、市町に災害救助法が適用されるなど、生活再建への一定の取組が必要とされる災害を対象とします。具体的な災害の種類としては、東海地震、東南海・南海地震や内陸直下型地震などの地震災害だけでなく、大規模な風水害や土砂災害の他、複合型災害も対象とします。

【前提条件】

県内に最も甚大な被害を及ぼすと想定される「東海・東南海・南海地震の同時発生時」を、前提条件とします。

(4) 復旧・復興対策の目安となる時期

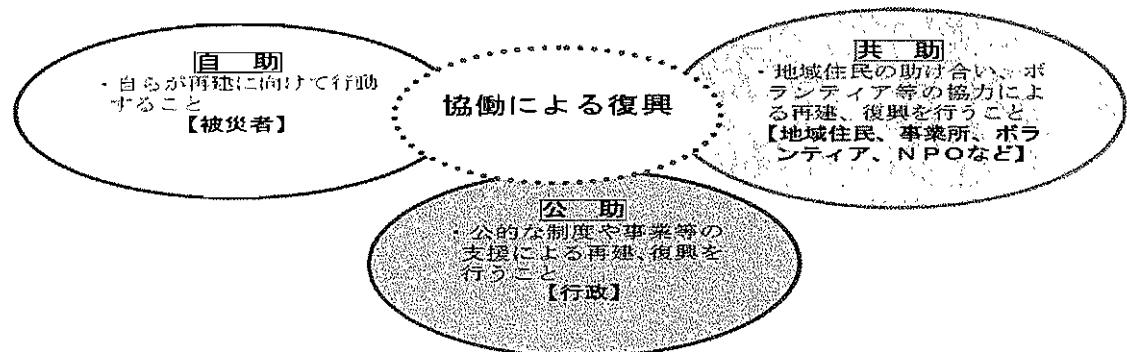
災害発生直後から救援・救助活動等の応急・復旧対策を実施する「災害対策本部」に続き、災害発生後概ね2週間後を目途に「復興本部」を設置し、概ね6ヶ月を目途に復興計画を策定していくことになります。



(5) 復興の基本的視点

災害からの復興は、「自助」の取組により県民主体で再建に向けて行動することが基本であり、それを「共助」の取組により地域住民、事業所、ボランティア、NPO等が相互に助け合うことが重要となってきます。

行政の役割は「自助」「共助」の取組を支援することであり、復興の主体である県民の意欲と活力を取り戻す対策を復興計画等により積極的に展開していく必要があります。



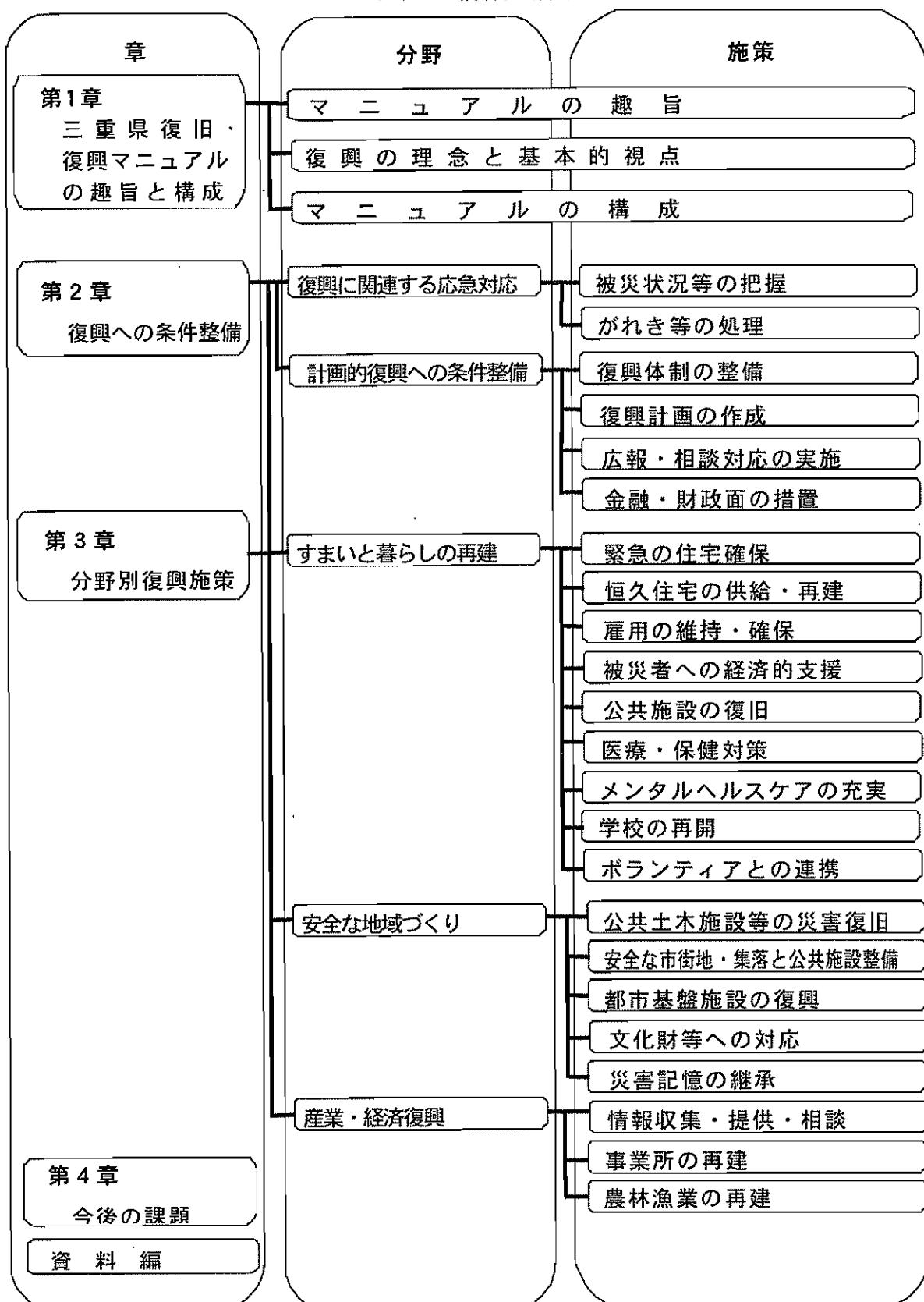
2 今後の進め方

平成22年度は、「マニュアル」の基本的な考え方を示す「第1章」(案)をとりまとめるとともに、「どの時期に、どのような仕事があるか」を示す全体フロー(案)を作成し、平成23年第1回定例会防災農水商工常任委員会で中間報告をしたところです。

平成23年度は、復興体制や復興計画のあり方等を記述する「第2章」すまいと暮らし、まちづくり、産業等の分野別復興施策を記述する「第3章」について、作成した個別シート(案)の検討を庁内において進めています。

今後は、東日本大震災における被災県の復興対策についても参考にし、復興計画の策定に至るまでのプロセスや津波で被災した沿岸市町の復興の方向性などの事例を収集して、これらをとりまとめ、市町や有識者等からの意見聴取を行い、平成24年3月までに「マニュアル」の策定、公表を進めています。

マニュアルの構成（案）



(参考) 宮城県の復興対策について

3月11日 東北地方太平洋沖地震の発生（災害名は東日本大震災）

4月11日 宮城県震災復興基本方針（素案）の公表

〔位置付け〕

- ・ 県の東日本大震災復興に関する基本的な方針をまとめたもの。
- ・ この基本方針に基づき、震災復興計画を策定し、具体的な事業展開に結びつける。

〔基本理念〕

- ・ 県民一人ひとりが復興の主体→
- ・ 単なる「復旧」ではなく「再構築」
- ・ 現代社会の課題に対応した先進的な地域づくり
- ・ 壊滅的な被害からの復興モデルの構築

〔計画期間〕

- ・ 平成32年までの10年間
- ・ 復旧期（3年）、再生期（4年）、発展期（3年）

4月22日 宮城県震災復興本部の設置

- ・ 震災復興計画の推進及び進行管理、復興施策の確実な実施と総合調整を行うため、知事を本部長とする組織を設置した。
- ・ それに伴い、知事部局の組織改正を行い、「企画部」を再編し、「震災復興・企画部」を設置した。

5月2日 宮城県震災復興会議（第1回）の開催

- ・ 広く有識者から専門的な意見を聴取するため、学識経験者や企業経営者など12名の委員からなる会議を設置した。
- ・ 今後、震災復興計画の策定に向けた議論を行う。

※ 今後は、基本方針に基づき、議会、県民、市町村、有識者等の意見を踏まえながら、「(仮称) 宮城県震災復興計画」を策定する。

（平成23年8月中を目途、9月議会に議案として上程予定）

12 地域・企業防災力向上に向けた取組について

地域防災力を高めるために、「自助」「共助」を軸とした地域における自主的な防災活動の活性化を促進するとともに、市町の防災力を強化する取組を支援していきます。

また、地域の一員である事業所が、それぞれの事業所における防災力を高め、地域との連携にかかる取組を進めることにより、地域防災力の向上を図ります。

1 自主防災組織の活性化のための支援

県内地域において自主防災組織の活動の活性化が重要なことから、地域特性に応じた訓練等の防災活動、多様な主体による防災ネットワークへの積極的な参画を促すための事業を開発するとともに、自主防組織等交流会の実施により自主防災組織相互の活動事例の共有や連携した取組を支援します。

平成23年度の主な取組

① 自主防災組織実態調査

自主防災組織の活動等について実態把握をするため、調査を実施します。

(約3,600組織)

② 自主防災組織モデル支援

活動が停滞している自主防災組織を各市町単位でモデル的に抽出し、実践的な訓練が実施されるよう支援を行います。(90組織)

実践型訓練とは、自主防災組織等を対象とする避難所運営訓練やD I G (ディグ)等をいいます。

※D I G : Disaster Imagination Game (災害想像ゲーム)

災害が発生したときの対応を地図上で考える方法

③ ハザードマップ・避難対策支援

自主防災組織、みえ防災コーディネーター、消防を含む市町を中心としてタウンウォッチングによるハザードマップづくりや災害時要援護者の対応を含めた避難計画の作成、計画に基づく訓練の実施を促進することで、津波に関する知識の普及・啓発や津波避難体制の確立を図ります。

2 市町の防災力向上のための支援

2年に1度実施（平成22年度実施）する市町防災力診断結果に基づき、市町の防災力の強み・弱みを把握し、市町の具体的な取組のアドバイスを行うため、大学教員や県各部職員からなる「市町防災力向上アドバイザー」派遣を、平成21年度から3カ年計画で全市町を対象として行っており、今年度は14市町で実施します。

防災に関する専門的知識や指導能力のある専属の嘱託員により、図上訓練等の支援を29市町で行います。

また、地域防災力の向上のためには市町の取組が重要であることから、減災に向けた市町・一部事務組合の取組を促進するため、地域減災対策推進事業により支援を行います。

3 企業の防災力向上のための支援

平成22年11月15日に設立した「みえ企業等防災ネットワーク」では、分科会を設置し、企業が抱える様々な課題（BCPの作成等）について取り組むとともに、「企業防災シンポジウム」を開催し、取組成果の発表を行う予定です。

平成22年度末時点での参加団体数は約150団体で、平成23年3月11日には設立記念大会を開催し、今後の企業と地域、行政との連携について重点的に取り組んでいくことを確認いたしました。

「みえ企業等防災ネットワーク」を通じ、三重大学と連携して県内企業の防災力向上のための取組を進め、より多くの企業が自らの防災力向上に取り組み、災害発生時には地域と連携して企業の持つ人的資源、物的資源の活用が図られよう支援をします。

4 三重大学との連携による人材育成

県と三重大学が連携して、地域の知の拠点である大学のノウハウを最大限に生かし、地域や企業における防災の担い手である人材を育成します。

具体的には「みえ防災コーディネーター育成講座」により地域の防災リーダーを育成するとともに、「自主防災組織リーダー研修」、「三重県防災教育センター研修」等の防災研修を実施し、知識、技能の維持向上を図ります。

また、県の防災に関する地域再生計画に基づき三重大学が実施している「美し国おこし・三重さきもり塾」において、高度な知識と技能を有する防災人材の育成に取り組んでおり、今年度は特別課程生13名と入門コース生49名が受講しています。

(1) 自主防災組織活性化促進事業

①地域防災教育センター研修

【9県民センター】 8県民センターで実施

②実践型訓練等実施支援

【10市町】

四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、木曽岬町、東員町、菰野町、多気町、明和町

③自主防災組織の広報誌「みえ自主防だより」の発行支援

No. 5 : 自主防災はなぜ必要？

No. 6 : 自主避難（早期避難）のすすめ

No. 7 : 津波から身を守ろう！

④自主防災組織等交流会

○県域交流会

日 時：12月4日（土） 9：30～11：30 参加者：約100名

場 所：アドバンスコープ ADSホール（名張市青少年センター）

内 容：事例発表、意見交換 伊賀市柘植地域まちづくり協議会（H20防災大賞）
伊勢市厚生地区まちづくりの会（H21防災奨励賞）

名張市つつじが丘自治会（H18防災奨励賞）

みえ防災コーディネーターの活動紹介

○4県連携交流会（三重・和歌山・徳島・高知）

日時：1月23日（日） 場所：和歌山県有田市 参加者：約100名

三重県からの参加団体：鳥羽市子育て応援！！0,1,2,3サークル（H21防災大賞）

⑤自主防災組織リーダー研修

【2地域】

地震、洪水災害が発生した場合を想定した図上訓練（DIG）の実施

① 県営サンアリーナ（伊勢市朝熊町） （3月9日） 参加者 52名

② 三重県消防学校（鈴鹿市石薬師町） （3月10日） 参加者 105名

(2) みえの防災活力支援事業（みえの防災大賞）

募集期間：8月10日～9月10日 応募団体数：31団体

大賞：松阪市朝見まちづくり協議会

奨励賞：亀山防災ネットワーク

鳥羽防災ボランティアほっと

三重県立聾学校・津市米津北自主防災会

南伊勢町田曾浦区自主防災隊

ヤマモリ株式会社桑名工場

(3) 地域防災力向上支援プロジェクト事業

①みえ防災コーディネーター育成

【67名を「みえ防災コーディネーター」に認定】

地域防災の担い手となる防災リーダーを育成するため、自主防災・企業・行政等の防災担当者を対象とした講座を実施。

・開講期間 7月11日～11月28日（津会場、尾鷲会場） 32講座

・みえ防災コーディネーター延登録者数 308名（H23年4月末現在）

②三重県防災教育センター研修

【4回】 参加者：267名

県内市町及び企業防災担当者や自主防災組織・消防団等を対象に防災研修を実施。

③地域防災ネットワーク活動支援・育成支援事業

既構築6ネットワーク（桑員、三泗、松阪、伊勢志摩、伊賀、東紀州）の活動を企画段階から支援とともに、未構築地域での新たなネットワーク構築に向けた活動を支援。

(4) みえ防災コーディネーター連絡会

【設立日：平成23年2月11日】

これまで育成してきたみえ防災コーディネーターが継続した活動を展開できるよう、相互の交流を図り、連携のとれた活動を促進することを目的に設立を支援。

(5) 美し国おこし・三重さきもり塾

【60名が卒塾】

県内の地域、企業、行政における防災に関するリーダーを養成するため、防災・減災のための各種計画やマネジメントについて教育・研究する教育プログラムであり、三重大学が三重県と連携して実施。

・特別課程：7科目26講座 入門コース：2科目10講座

・2月12日に1期生60名（特別課程生16名、入門コース生44名）が卒塾

(6) 企業防災力向上事業

①みえ企業等防災ネットワーク

【設立日：平成22年11月15日】

企業防災を全県的に推進することを目的として、商工会議所、商工会等を通じて、企業と行政を中心とした連携、相互理解を深める仕組みとして設立。

②地域別企業向け研修

【5地域】（津、四日市、伊勢、桑名、伊賀） 参加者：339名

(7) 市町防災力向上事業

①市町防災力向上アドバイザーの派遣

【8市町】 桑名市、尾鷲市、いなべ市、朝日町、川越町、大台町、玉城町、大紀町

②市町図上訓練支援

【20市町】

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、木曽岬町、東員町、菰野町、川越町、多気町、明和町、大台町、南伊勢町、度会町、紀北町、御浜町

(8) いのちを守る減災対策推進事業

① 津波対策促進事業 (11市町 25件)

津波避難施設整備、津波避難路整備、津波避難誘導標識、停電時対応照明設備

② 孤立対策促進事業 (7市町 7件)

資機材整備(発電機、浄水器等)、防災倉庫

③ 避難所耐震化対策促進事業 (3市町 6棟)

集会所等の公共的施設の耐震化

④ 災害時要援護者対策促進事業 (17市町 35件)

資機材整備(AED、要援護者対応非常用トイレ、アレルギー対応食等)、災害時要援護者世帯等への耐震シェルター設置・家具固定、防災井戸、緊急地震速報システム整備

(9) 防災文化醸成のための啓発活動

① 9月26日(日)「みえ風水害対策の日」啓発事業 参加者:約800名

みえ防災標語の表彰式、防災講演会等

② 12月4日(日)「みえ地震対策の日」啓発事業 参加者:約700名

みえの防災大賞表彰式、基調講演

③ テレビやラジオを活用した啓発番組を毎週放送するほか、防災啓発特別番組の企画・放送、新聞広告による啓発

④ 防災啓発車(地震体験車)

⑤ みえ出前トーク等派遣講演

13 消防救急無線のデジタル化について

1 現 状

消防救急無線については、県内15消防本部が独自で運用していますが、電波法に基づく周波数割当計画の変更により、平成28年5月31日までにアナログ方式からデジタル方式への移行が求められています。

この整備には多額の経費を要することから、総務省消防庁は、県域1ブロックでの共同整備（無線の広域化、無線の共同化）を求めていました。

（平成17年7月15日付け消防消第141号消防庁通知）

○無線の広域化

消防本部相互及び県庁（調整本部）間のネットワーク構築

○無線の共同化

無線基地局等を共同整備・共同利用し、費用の低廉化

この方針を受け、県は平成18年度に「消防救急無線デジタル広域化整備計画」を策定しました。この計画による試算では、県内各消防本部がそれぞれ単独で消防救急無線を整備した場合の経費を約120億円、県域1ブロックで共同整備した場合でも約100億円が必要としました。

その後、県では、県域1ブロックを前提として、効果・効率的なシステム整備や財源確保について、各市町や消防長会と協議を重ね、平成22年度には、三重県消防協会とともに、「消防救急デジタル無線基本設計」を実施し、県域1ブロックで共同整備した場合の経費を約80億円と算出しました。

平成22年12月には、市長会、町村会から県に対し、事業の効率的な実施と経費の低廉化を目的に、共同設置に向けた業務を県が担うことを旨とする要望書が提出されました。県は、広域的支援の観点から、県域1ブロックでの実施を条件に、共同整備にかかる実施設計、建設工事に係る発注及び施行管理業務について業務を受託することとし、平成23年3月に県内市町と協定を締結しました。

2 今後の取組

今後、県内市町では、県域1ブロックで実施する整備事業費の負担方法が課題となります。

このため、平成23年4月に市町及び消防長会で「三重県消防救急デジタル無線整備あり方検討会」を設立し、県・市町・消防本部相互の連絡協調を図り、負担及び財源等について協議することとしています。

3 その他取り組み

県では、県と防災ヘリコプターとの災害時における迅速かつ的確な情報の収集、連絡を行うため、防災ヘリコプターとの無線設備（ヘリ無線）を整備運用しています。この無線設備は、設置後15年以上が経過し、設備が老朽化してきているため、消防救急無線のデジタル化とともに再整備する計画です。

14 事業所等における予防・保安対策について

1 概要

防災危機管理部では、高圧ガス、L P ガス及び火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対して、それぞれの危険性の特性に応じた規制を適切に実施することにより、災害や事故の発生を防止しています。

なお、石油タンク等の危険物施設については、消防法に基づき各市町消防本部・消防組合が規制・指導を行っています。

(1) 高圧ガス・L P ガス関係

高压ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等に関して、許認可並びに施設等に対する完成検査、保安検査及び立入検査により、保安の確保に努めています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、一般消費者に対するL P ガス販売事業等に関して、許認可及び立入検査により保安の確保に努めています。

●高圧ガス関係事業所数（製造所、貯蔵所等）※	832
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	477
巡回点検実施事業所数	263
●L P ガス販売所数※	506
当該販売所に対する立入検査件数	513

(2) 火薬類関係

火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵等に関して、許認可並びに施設等に対する完成検査、保安検査及び立入検査の実施により、火薬類の保安の確保に努めています。

●火薬類取扱事業所数（煙火製造所、火薬庫、販売所）※	144
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	110

(3) 電気関係

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、業の登録並びに事業者の事務所等への立入検査及び現地調査を実施し、電気工事の欠陥等による事故の発生防止・拡大防止に努めています。

●電気工事業関係事業所数※	1,770
当該事業所に対する立入検査及び現地調査件数	224

(4) 消防関係

消防法に基づき、危険物取扱者及び消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施し、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生及び被害の拡大防止に努めています。

●危険物取扱者保安講習	24回実施	4,039名受講
●消防設備等の工事又は整備に関する講習	9回実施	889名受講

※ 事業所数等は平成21年度版消防防災年報の数値、検査件数等は平成22年度実績値。

2 コンプライアンス確保への取組

平成21年度から、コンプライアンス推進事業を実施し、高圧ガス関係業者等に対し、各種研修会及び講演会の開催や関係保安団体による事業所巡回点検を支援することにより、コンプライアンスの徹底を図っています。

3 今後の取り組み

昨年度に引き続き、立入検査のほかコンプライアンス研修等の啓発や事業所巡回点検を実施し、関係事業所等に対する保安の確保を図っていきます。

4 コンビナートの防災対策

(1) 石油コンビナートの予防・保安対策の概要

石油コンビナートにおいても、基本的には他地域と同様、危険物施設については消防法（市町）、高圧ガス施設については高圧ガス保安法（県）等、個別の保安関係諸法により規制が行われています。

しかし、コンビナートでは、危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積していることから、上記に加え、各施設のレイアウト、防災資機材、防災体制等について定めた石油コンビナート等災害防止法により総合的な対策がとられています。同法では、全国で85のコンビナート地区が指定されており、三重県では、四日市臨海地区及び尾鷲地区の2地区が指定されています。

県では、同法に基づき石油コンビナート等防災本部を設置し、コンビナート地域に係る防災計画を作成してその実施を推進するとともに、災害が発生した場合には、事業者ほか関係機関が同防災計画に基づき実施する応急対策に係る連絡調整を行います。

(2) コンビナート災害の現状と対策

コンビナートでは、危険物漏えいなどの事故が平成22年度は13件発生しており、消防機関への通報が遅れた事例もあったことから、消防機関と連携して災害防止を指導していきます。

また、最近の法改正により配備された大容量泡放射システムについて、各特定事業所での実機を使用した訓練を継続し、警防活動計画の検証を行っていきます。

(3) 地震・津波対策

一定規模以上の施設については、高圧ガス保安法等の保安関係法令により耐震設計が義務付けされており、石油コンビナート等防災計画でも各事業者に対し、プラント本体のほか制御室・事務室等周辺施設の耐震性向上にも努めるよう求めています。

津波に対しては、現在、法的な施設基準はなく、今後、今回の震災で明らかになった課題や国の動向も踏まえて対策を検討していきます。

〔参考〕

大容量泡放射システムの概要

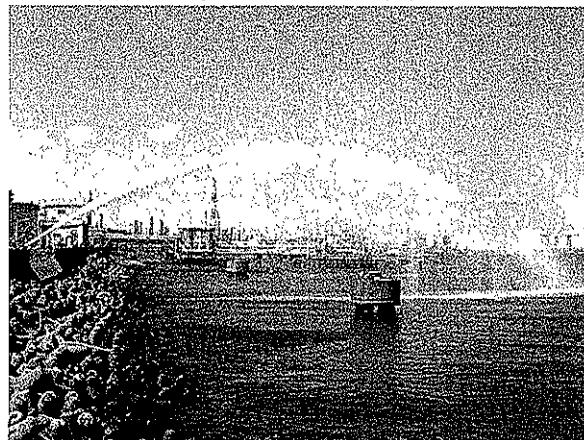
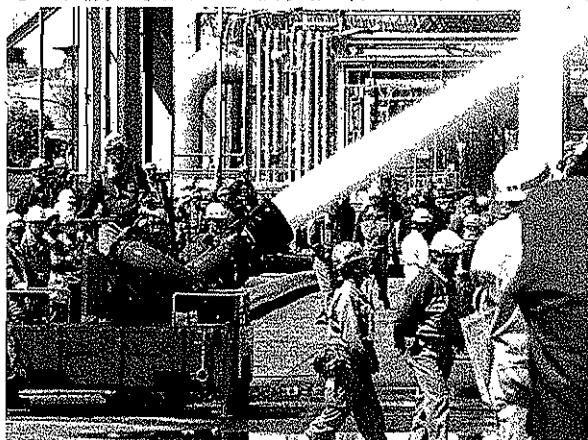
平成15年9月に発生した北海道十勝沖地震において危険物タンクが全面火災となった際、消火に40数時間を要しました。石油コンビナートが従来常備している大型化学消防車などではこのような全面火災に対応が困難なことから、平成16年に石油コンビナート等災害防止法が改正され、平成20年11月末までに配備が義務づけられました。

本システムは、全国のコンビナート85地区を12のブロックに分割し、各ブロック内の事業者が広域共同防災組織を設立して配備し、ブロック内で共同で運用するものです。

【中京地区広域共同防災協議会】

構成 事業所	三重県 4事業所 愛知県 7事業所
放射能力	最大 30, 000 ℥/分 × 2基
常置場所	昭和四日市石油(株)四日市製油所 楠タンクヤード内

- 本機を使用した防災訓練（四日市コンビナート：平成22年5月12～13日）



15 東日本大震災被災地への支援について

1 支援に向けた体制

東日本大震災で被害を受けた被災地への支援に向け、3月14日に知事を本部長とする「三重県東北地方太平洋沖地震支援本部（4月6日付で「三重県東日本大震災支援本部」に名称変更）」を設置しました。

3月15日からは、宮城県災害対策本部に現地支援調整要員を派遣し、支援を円滑に行うための情報収集や支援実施に向けた現地との調整を実施しています。

また、5月16日に防災危機管理部内に「東日本大震災支援プロジェクト」を設置し、支援業務の体制を強化することで、支援を迅速かつ的確に対応していくこととしています。

2 支援に向けた主な取組

(1) 被災地への職員派遣

宮城県から多賀城市への職員派遣の要請を受け、県職員2名を派遣しています。また、県内市町（津市、尾鷲市、亀山市、伊賀市、木曽岬町、南伊勢町、御浜町、紀宝町）からも職員18名を派遣しています。

派遣期間：5月24日から6月30日（予定）

活動内容：避難所支援用務

この他にも、被災地からのニーズに対応し、各部局で調整のうえ、関係職員の派遣や支援に関する事業を実施していきます。

(2) 受入被災者への対応

被災地から避難されてきた方々の実態やニーズを把握するとともに、これに対応するきめ細かな支援をめざして、関係各部局が連携して対応していきます。

3 今後の対応

今後とも「東日本大震災支援本部」を通じて、各部局が連携し、被災地及び県内への受入被災者への支援を行っていきます。

【参考】これまでの支援の状況

(1) 物的支援 [5月20日現在]

三重県から被災県への支援物資の搬送にあたっては、全国知事会から示された担当都道府県の割り振りに基づき、主に宮城県を対象に実施しています。

① 県の備蓄物資等

毛布 5,855 枚、簡易トイレ 530 台、アルファ化米 950 食、水 (2 リットル) 858 本、担架 300 台、医薬品・衛生材料 291 箱

② 市町の備蓄物資

毛布 18,005 枚、簡易トイレ 100 台、アルファ化米 24,800 食、オムツ 29,176 枚、マスク 17,000 枚、乾パン 21,920 食 他

③ 県民からの提供物資

3月18日から「救援物資対応窓口」を各市町に設置し、救援物資の集約を行い、被災県の要望に応じて搬送しています。生活物資や保存食等 15,323 箱を受付し、11,513 箱を搬送しました。現在は、被災県の意向をふまえ、救援物資の受付を4月4日以降、搬送についても4月14日以降、一時停止しています。

④ 企業からの提供物資

毛布 10,000 枚、米 (無洗米) 600 袋、ペットボトル (お茶) 12,000 本、医薬品 2,310 箱、フリースジャケット 10,000 着、フリースパンツ 3,000 着、マスク 400,000 枚、お菓子 100,000 袋 他

(2) 人的支援 [5月20日現在]

県職員の派遣にあたっては、全国知事会や各省庁の要請に基づき、実施しています。

① 県職員

・現地支援職員派遣 (宮城県塩釜市)	88名
・現地支援調整要員派遣 (宮城県庁他)	38名
・防災ヘリコプター派遣 (岩手県、宮城県)	15名
・学芸員派遣 (宮城県)	1名
・災害支援ナース派遣 (宮城県、岩手県)	7名
・県歯科医師派遣 (岩手県)	2名
・管理栄養士派遣 (岩手県)	8名
・児童福祉関係職員派遣 (宮城県)	2名
・D M A T (災害派遣医療チーム) 派遣 (福島県)	5名
・医療救護班派遣 (岩手県)	8名
・心のケアチーム派遣 (宮城県)	24名
・保健師派遣 (岩手県)	62名
・作業療法士派遣 (岩手県)	1名

・下水道管路調査派遣（宮城県）	1名
・被災地応急給水活動派遣（宮城県）	4名
・工業用水道施設応急復旧支援派遣（宮城県）	4名
・公共土木施設災害復旧支援派遣（宮城県）	3名
・スクールカウンセラー（非常勤）派遣（宮城県）	2名
・臨床心理相談専門員（非常勤）派遣（宮城県）	1名

計 276名

② 緊急消防援助隊

・第1次隊から第4次隊（千葉県、宮城県等）	346名
-----------------------	------

③ 警察

・広域緊急援助隊（宮城県、福島県）	176名
・機動隊（宮城県、福島県、岩手県）	407名
・パトロール隊（宮城県）	54名
・避難所対策隊（福島県）	20名
・航空隊（航空すずか）（宮城県）	4名
・警護隊（福島県）	3名

計 664名

合計 1, 286名

（3）被災者の受入

3月22日に「三重県被災地住民受入窓口（4月22日付けで「三重県被災地住民住宅・一時的滞在場所情報提供窓口」に名称変更）」を設置し、被災地住民に提供できる住宅に関する情報の収集と発信を実施しています。

5月20日現在、提供可能住宅数は、公営住宅366戸、社宅・個人住宅等715戸の計1,081戸となっています。うち入居済みは49戸となっています。

また、被災地から三重県に避難されている方は、5月20日現在、岩手県から3名、宮城県から19名、福島県から133名、茨城県から11名の計166名となっています。

16 危機管理の推進について

1 三重県危機管理方針等について

本県では、危機管理を県政のマネジメントのベースの一つとして位置づけるとともに、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」及び「三重県危機管理実施手順」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的な危機管理を推進しています。

(1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

(2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

(3) 三重県危機管理実施手順

危機管理を実施する際の具体的な行動指針やサポートツール等をまとめたもので、室長等の職員の行動手引書となるものです。

2 危機管理体制について

防災危機管理部において全庁的な危機管理を総括し、部局等の危機管理に対する助言、調整等を行うとともに、部局、県民センターへの危機管理責任者の配置、危機管理を推進するための連絡調整機関である危機管理連絡会議の設置などにより、全庁的な危機管理体制を構築しています。

3 平常時の主な取組

危機発生時には、必要に応じて危機対策本部を設置するなど、迅速かつ的確な対応を行うほか、平常時においても、未然防止対策等に取り組んでいます。

(1) 未然防止対策

①既存事業のリスクの把握とその対応

平成18年度から、未然防止対策の徹底を図るため、「リスク把握取組」を行っています。この取組は、部局内、所属内での対話を通して、各部局等の既存事業・制度等に潜んでいるリスクの把握等を行い、当該リスクへの対応を検討するものです。

②新規事業で予想されるリスクの検討と対応

「新しい事業に取り組む際のチェックリスト」をもとに、新規事業を検討する際に予想されるリスクとその対応策を検討して「リスク評価シート」に整理し、予算要求を行うこととしています。

③リスク情報の活用

インストラの部ホームページにヒヤリハット事例、過去の危機発生事例、危機管理に関する情報等を掲載することにより全庁への情報共有を行い、類似事例の発生防止を図ります。

④「原因分析シート」による再発防止のための必要な措置の検討

危機が発生した場合に、危機発生の原因や背景を分析し、再発防止のために必要な措置を講じます。

⑤危機管理状況のモニタリング

防災危機管理部が部局等の危機管理の取組状況をモニタリングし、部局等の取組の改善について助言を行っています。

(2) 研修、訓練

次の研修等に取り組み、危機管理の人づくりを進めています。

- ① 各階層別専任時職員を対象とする危機管理研修の実施
- ② 職員を対象とした危機管理セミナーの実施
- ③ 危機管理責任者、危機管理推進員、室長等に対する専門的な研修の実施
- ④ 個別危機管理マニュアルに基づく訓練及び情報伝達訓練の実施 等

4 今後の対応方針

(1)「リスク把握取組」の継続実施

引き続き、各部局において対話による新たなリスクの把握や、既存リスクへの対策の確認を行ったうえで、その進行管理を実施するとともに、防災危機管理部は全体の進行管理、水平展開を行い、着実な未然防止策の推進を図っていきます。

(2) 研修等の強化

職員の危機管理意識の浸透、定着や危機への対応力の向上に向け、より効果的な研修、訓練の実施に努めます。

(3) 各部局との連携

各部局の危機管理責任者等との連携を密にし、危機発生時により迅速かつ的確な対応を行うようにしていきます。

17 国民保護の推進について

1 国における関係法令等の整備について

平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)が制定され、この事態対処法の成立を受け、平成16年6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が制定されました。

また、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針及び県が国民保護計画を作成する際の基準となるべき事項を定めた「国民の保護に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)が平成17年3月に閣議決定されるとともに、消防庁による「都道府県国民保護モデル計画」が平成17年3月に公表されました。

2 県・市町等のこれまでの取組

国における関係法令等の整備を受け、県においては、平成18年3月に三重県国民保護計画を作成し、平成19年度以降、同計画に基づく国民保護訓練を毎年実施するなど、国民保護に関する各種取組を進めています。

(1) 県の体制整備

平成17年3月28日に「三重県国民保護協議会条例」、「三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部条例」、「災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例」を公布、施行し、平成17年4月1日に三重県国民保護協議会を設置しました。

(2) 県国民保護計画及び市町国民保護計画等の作成

平成18年1月31日に県国民保護協議会で計画最終案について承認された後、国と正式協議のうえ、3月31日の閣議決定を受け、同日公表しました。

また、平成18年3月に作成した県国民保護計画に基づき、平成19年3月末までに、29市町の全てが国民保護計画を、8指定地方公共機関の全てが国民保護業務計画をそれぞれ作成しました。

(3) 県国民保護対策本部活動要領等の作成

武力攻撃事態等及び緊急対処事態における県国民保護対策本部の活動についての必要事項を定め、県の国民保護措置の円滑適切な推進を図るために、平成20年3月に県国民保護対策本部等活動要領を作成しました。また、平成22年度中には、全ての地方部において県国民保護対策本部等地方部活動要領を作成しました。

さらに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、実際に国民保護措置を実施するにあたっての具体的な行動内容や手続きについてあらかじめ整理しておくことを目的として、平成22年3月には「三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部事務局活動マニュアル」を作成しました。

(4) 県国民保護訓練の実施

緊急対処事態発生時における初動措置の確認、緊急対処事態対策本部における業務の確認、関係機関相互の連携強化を主な目的として、県国民保護計画に基づく国民保護団上訓練を平成19年度以降毎年1回ずつ実施し、緊急対処事態発生時の職員の対処能力の向上を図っています。

(5) 市町へのJ-ALEERTの整備促進

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段として市町へのJ-ALEERTの整備促進を図ってきた結果、平成22年度末までに県内29市町の全てに整備されました。

(6) 市町避難実施要領のパターンの作成支援

住民の避難に関する措置の際、市町毎の主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示すため、各市町は避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておく必要があります。このため、県が作成した「国民保護計画に係る三重県避難要領」や「市町避難実施要領の手引き」を市町に提供するとともに、地域検討会の開催を通じて作成支援を行っています。

【参考】指定地方公共機関

社団法人三重県エルピーガス協会、伊勢湾フェリー株式会社、
三岐鉄道株式会社、社団法人三重県バス協会、
社団法人三重県トラック協会、社団法人三重県医師会、
三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社

【参考】全国瞬時警報システム（J-ALEERT：ジェイ・アラート）

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接そして瞬時に伝達するシステムです。（平成18年度から運用開始）

3 今後の対応方針

(1) 国民保護訓練の実施

訓練を積み重ね、対処能力の更なる研鑽に努めていく必要があることから、今年度以降も引き続き、国民保護訓練を実施していきます。

また、訓練で明らかになった課題について検証を行い、県国民保護計画、県国民保護対策本部等活動要領等について、より実効性のある計画、要領等になるよう見直しをすることで、今後の訓練につなげていくこととします。

(2) 市町の国民保護施策への支援

各種事態に対応する市町の避難実施要領のパターンについて、引き続き地域検討会の開催等を通じて作成支援を行います。

また、その他の市町の国民保護施策（市町国民保護計画の変更、国民保護訓練の実施等）についても、引き続き支援を行っていきます。

平成23年5月

事務事業概要

防災危機管理部

事務事業概要

項目	概要
(危機管理総務室) 室長 片山 達也 (059-224-2181)	
1 危機管理の推進	全庁的な危機発生時の対応のほか、県の事業・業務等に内在するリスクの把握取組、リスク情報の収集・共有、研修・訓練の実施、各部局等の危機管理に対する助言、支援、連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理の推進に取り組む。
2 国民保護の推進	国民保護措置にかかる職員の対処能力の向上及び関係機関との連携強化を図るため、国民保護訓練を実施するとともに、訓練の検証結果を三重県国民保護計画等に反映し、より実効性のあるものにしていく。
(消防・保安室) 室長 内藤 一治 (059-224-2108)	
3 消防対策	<p>1 消防体制の強化</p> <p>消防体制の充実強化を図るため、消防の広域化を進めるとともに、消防救急デジタル無線の広域化・共同化に向けた整備に取り組む。</p> <p>2 消防施設整備の支援</p> <p>市町の消防施設整備事業に係る国の補助金交付事務及び県費補助を行い、消防施設の充実を支援する。</p> <p>3 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用</p> <p>消防法の改正を踏まえ策定された「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の運用を行なうとともに、傷病者の症状等に対応出来る医療機関への迅速かつ適切な救急搬送を確保するための体制を構築する。 (健康福祉部医療政策室と共に管)</p> <p>4 緊急消防援助隊制度の運用</p> <p>緊急消防援助隊の消防車両等の整備に係る国の補助金交付事務や緊急消防援助隊の訓練等を実施し、緊急消防援助隊制度の効果的な運用を行う。</p> <p>5 救急救命士等の資質の向上</p> <p>救急業務の高度化への対応と救命率の向上を図るため、救急救命士の気管挿管や薬剤投与に係る講習や病院実習等を進め、救急救命士等の知識や技術の向上を図る。</p>

項目	概要
4 予防・保安対策	<p>6 消防団の活性化 団員数の減少・高齢化等の課題をかかえる消防団について活性化を図るため、条例定数の確保、地域住民への情報発信、機能別消防団の設置促進などの対応方針に基づき、入団促進活動や研修等の諸事業を行う。</p> <p>1 高圧ガスの保安 (1) 高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、消費に係る許認可、製造施設等の完成検査及び保安検査等を実施する。また、高圧ガス保安担当者に対して、保安講習やハザード低減対策研修等を行い、コンプライアンスを徹底することで、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。 (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵の許可、製造施設等の完成検査及び保安検査等を実施するとともに、保安講習を行い、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>2 火薬類の保安 火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵等に係る許認可、火薬庫等の完成検査及び保安検査等を実施するとともに、保安講習を行い、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>3 猿銃製造販売の適正管理 武器等製造法に基づき、猿銃等の製造、販売等の許可及び立入検査等を実施するとともに、警察本部と協働して、盗難、不正流通等を防止し、保管、管理の徹底を進める。</p> <p>4 電気関係の保安 (1) 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録、更新、電気工事業者の事務所の立入検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。 (2) 電気用品安全法に基づき、電気用品販売店に対する立入検査を実施し、不良品の市場流出防止、事故防止を図る。</p> <p>5 住宅防火及び火災予防の推進啓発 増加傾向にある火災による死者数を減らすため、消防本部と連携して住宅用火災警報器等の普及促進を図り、県民（特に高齢者等）及び事業所等の防火意識を高める。</p>

項目	概要
(防災対策室) 室長 福本 智一 (059-224-2189)	<p>6 危険物取扱者及び消防設備士講習の実施 危険物取扱者及び消防設備士に対して講習を実施し、危険物施設等における事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>7 石油コンビナート防災対策 石油コンビナート等災害防止法に基づき、三重県石油コンビナート等防災計画を定め、高圧ガス保安法、消防法等の個別法による規制のほか、石油コンビナート等特別防災区域を一体としてとらえた防災体制の確立を促進する。</p>
5 防災対策	<p>1 防災体制の整備</p> <p>(1) 地域防災計画の検証 多様な災害に迅速かつ的確に対応できるよう訓練等を通じて、地域防災計画を定期的に検証するとともに、所要の改訂を行う。</p> <p>(2) 三重県防災対策推進条例の推進 防災意識の高揚と、県・県民・事業者等の責務の明確化を目的に制定した三重県防災対策推進条例の普及啓発を図るとともに、「自助」「共助」「公助」の取り組みを推進する。</p> <p>(3) 三重風水害等対策アクションプログラムの推進 平成22年度を初年度とする三重風水害等対策アクションプログラムに基づき、総合的かつ計画的な風水害等対策の推進を図るとともに、総合計画等の策定とあわせ、平成23年度以降の数値目標について所要の見直しを行う。</p> <p>(4) 広域防災拠点施設の整備 東海地震、東南海・南海地震による被害が比較的少ないことが予想され県内の他地域への支援拠点として機能するとともに、現状の防災関連施設や孤立に関する比較など防災力の総合的判断により、伊賀地域に備蓄機能や空輸機能等を有し、災害発生後の応急復旧対策活動を効果的に行うための拠点施設を整備する。</p>

項目	概要
	<p>(5) 防災情報提供プラットフォームの管理・運営 防災情報システムにより、災害発生時における迅速・的確な被害情報の収集を行い、災害応急対策活動を円滑に進めるとともに、「防災みえ.jp」により、県が収集した気象情報、ライフライン情報、被害情報等を県民へ提供する。</p> <p>(6) 県職員の防災対応力向上 県災害対策本部の機能が迅速に発揮できるよう、職員に対する研修・訓練等の実施により、災害時の防災対応力の向上を図る。</p> <p>2 気象情報等の収集 災害の予防・軽減を図るため、各種の気象情報、地震情報等の収集を行い、関係機関に伝達するとともに、県災害対策本部の初動体制の確立、迅速な対応を図る。</p> <p>3 防災訓練の実施 地震災害等の自然災害に備え、県民の防災意識の高揚と県、市町、防災関係機関、県民相互間の防災協力体制の強化及び防災対応力の向上を目的に総合防災訓練を実施するとともに、非常参集訓練や図上訓練等を実施し、地域防災計画等の検証を行う。</p> <p>4 防災ヘリコプターの運航管理 消防防災体制の充実強化を図るため、県内の消防本部から派遣された消防職員による防災航空隊を組織し、平成5年4月に導入した防災ヘリコプター「みえ」を活用して、救急活動、救助活動、災害応急対策活動、山林火災消火活動等を実施する。</p> <p>5 衛星系防災行政無線の更新 衛星系防災行政無線が経年劣化し障害が頻発していることや、災害対策に求められる情報が多様化・大容量化していることから、平成22年度から衛星系設備の更新・次世代化を行う。</p> <p>6 防災行政無線の管理、運営 地域防災計画に基づき、気象注警報をはじめとする各種防災情報を防災行政無線（地上系、衛星系の無線局）及び防災情報、画像情報など大容量のデータ通信が容易なブロードバンドネットワーク（インターネット等）を活用して、市町等に迅速かつ確実に伝達し、災害防止に努めるとともに、日常点検、定期点検等の実施により障害発生の未然防止を図る。</p>

項目	概要
(地震対策室) 室長 小林 修博 (059-224-2184) 6 地震対策	<p>1 地震対策の推進 発生が危惧されている東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震に備え、総合的かつ計画的な地震対策の推進を図る。</p> <p>2 三重県業務継続計画及び三重県復旧・復興マニュアル（仮称）の作成 三重県が被災した場合でも継続して県業務を適切に実施するための「三重県業務継続計画」及び災害発生後の応急対策から円滑に復旧・復興対策を実施するための「三重県復旧・復興マニュアル（仮称）」を作成する。</p> <p>3 市町の地震対策支援 市町が実施する津波避難対策・孤立化防止対策・避難所緊急整備に係る補助及び津波避難計画の策定支援により、減災に向けた地震対策の向上を図る。</p> <p>4 市町防災力の向上 地域防災力向上の重要な役割を担う市町が、自らの防災力の強み・弱みを認識し、効果的な防災対策をより一層推進するために、市町防災力向上アドバイザーや、災害対策本部の設置に伴う図上訓練等の取組を支援する防災技術専門員・指導員を派遣する。</p> <p>5 地域防災力の向上 県内地域と密着した災害対策の研究を行う三重大学と県が連携し、市町職員や企業の防災担当者及び自主防災組織・住民等を対象に、地域防災の担い手となるための人材育成を行うとともに、地域防災ネットワークの構築と活動支援を進め、地域貢献事業を各地域で展開することにより、地域防災力の向上を図る。</p> <p>6 自主防災組織の促進 県内全地域において自主防災組織の活動の活性化が重要なことから、地域特性に応じた訓練等の防災活動、多様な主体による防災ネットワークへの積極的な参画を促すための事業を展開する。</p>

項目	概要
<p>(東日本大震災支援 プロジェクト) 推進監 山内 悅夫 (059-224-2148)</p> <p>7 東日本大震災支援</p>	<p>7 企業防災力の向上 地域防災力の向上には、地域の一員である企業・事業所の防災力向上が必要であることから、企業自らの取り組みを促進するため、災害発生時における企業の持つ人的資源、物的資源の活用等、企業と地域との連携に係る事業を実施する。 また、平成22年に設立された「みえ企業等防災ネットワーク」の活動支援を通じて企業防災力の向上を図る。</p> <p>8 地震防災対策の普及啓発 「自助」「共助」「公助」の理念に基づき、県民の防災意識の高揚を図るため、「みえ地震対策の日」(12月7日)を中心として、「みえの防災文化づくりシンポジウム」などの啓発事業やマスメディアの活用等により、正しい防災知識と多様な主体の協働による効果的な地震防災対策の普及啓発を実施する。</p> <p>東日本大震災に係る支援の総合調整を行うこととし、三重県東日本大震災支援本部の事務局として被災地等との調整や国等関係機関との連絡調整などを実施する。</p>